

12 建設業関係の廃棄物

(1) 建設工事等から発生する廃棄物

工作物の建設工事や解体工事からは次のように様々な廃棄物等が排出されます。それぞれの性状に応じてできるだけ再生利用を図り、また、処分するものは処理基準に従って適切に処分しましょう。



※安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし、廃石膏ボード、廃ブラウン管の側面部(以上ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板(以上金属くず)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだを使用したもの：廃プラスチック類、金属くず)、廃容器包装(有害物質が混入・付着したもの：廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず)を除く。

石綿含有産業廃棄物とは（規第7条の2の3）

- (1) 「石綿含有産業廃棄物」とは、石綿を含む産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」を除き、「工作物（建築物を含む。）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの」です。
- (2) 「石綿含有産業廃棄物」は、従来から20種類ある産業廃棄物の種類に新たに追加されたものではなく、「がれき類」や「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等に分類されます。
したがって、マニフェスト等には、例えばがれき類（石綿含有産業廃棄物）と表示してください。

石綿含有産業廃棄物を適正処理するために以下のことに注意してください。

- (1) 排出・保管等
 - 排出する際には、飛散防止、作業員等のばく露防止に留意すること。
 - 他の産業廃棄物と区分して保管し、排出すること。
 - 保管を行う場合は、以下の措置を講じること。
 - (ア) 石綿含有産業廃棄物を保管している旨を記載した掲示板を設けること。
 - (イ) 他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - (ウ) シートで覆うこと、梱包すること等飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
 - 破碎のみの委託を行わないこと。
 - 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。
 - 石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、マニフェスト及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載すること。
- (2) 収集運搬
 - 石綿含有産業廃棄物を破碎することのないよう、バックカー車及びプレスバックカー車への投入を行わないこと。
 - 他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じること。
 - 飛散しないように梱包し、又はシートで覆う等の措置を講じること。
 - 運搬時やむを得ず破碎又は切断が必要な場合には、飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積み込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこと。
 - 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。
- (3) 処分又は再生
 - 飛散防止のため、破碎又は切断は原則禁止。
 - 他の廃棄物と混合されて破碎又は切断が行われないよう、区分して保管すること。
 - 処分又は再生の方法は、許可を受けた溶融施設での溶融処理又は認定を受けた者が行う無害化処理によること。
 - 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。
- (4) 埋立処分
 - 一定の場所において、かつ分散しないように行うこと。
 - 表面を土砂で覆う等、飛散又は流出しないよう必要な措置を講ずること。
 - 転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上に載ることのないよう覆土した後に行うこと。
 - 1日の作業終了後、埋立面の上面を覆土すること。
 - 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。
 - 最終処分場の設置者は、石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を作成し、永久保存すること。

※ これらのほか「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月環境省環境再生・資源循環局）も参照してください。

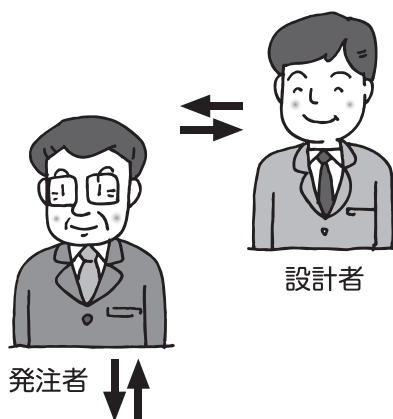
(2) 建設工事関係者の役割分担

建設工事においては、元請業者が排出事業者としての処理責任を負います。(ただし、PCBを含む塗膜(以下「PCB含有塗膜」という。))の処理責任は、塗膜が排出された施設の所有者が負うこととなります。)

建設系廃棄物を適正に処理するためには、元請業者だけでなく、発注者、下請業者、処理業者などの関係者がそれぞれの立場に応じて責務を果たすことが大切です。

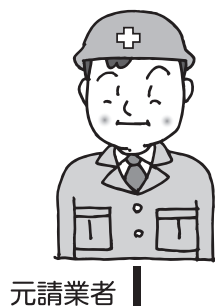
1. 発注者は、廃棄物の発生抑制、再利用等を考慮した設計に努めるとともに処理条件を明示する。

- ①解体前の残置された廃棄物を適正に処理する。
- ②建設系廃棄物の処理方法、処分場所等処理に関する条件、再生処理施設に搬入する条件等を設計図書に明示する。
- ③企画設計段階で建設系廃棄物の発生抑制及び再利用、再生資材の活用を推進する。
- ④処理内容に見合う処理費用を設計費に入れ、支出する。
- ⑤工事中及び工事終了時の廃棄物の処理を指導し、確認する。



2. 設計者は発注者の意向に沿って発生抑制、再生利用等を考慮した設計に努め、1の①～⑤を実施するなど廃棄物の適正処理に関して発注者に助言する。

3. 元請業者は自らの責任において適正処理を行うとともに廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化並びに再生資材の活用を積極的に図るほか、排出事業者としての役割を履行する。



- ①元請業者が中心となって、発注者—元請業者—下請業者—処理業者の間の協力体制を整備し、円滑に運営する。
- ②廃棄物の処理方法を記載した施工計画書を提出する。
- ③廃棄物の性状や処理方法を把握する。
- ④廃棄物の処理結果を報告する。
- ⑤マニフェスト及び処理実績を整理して記録保存する。

廃棄物の取扱方法を定め、教育、啓発等により従業員や関係者等に周知徹底

建設系廃棄物の処理責任は、排出事業者である元請業者にあります。

- ①廃棄物処理方法を協議する。
- ②下請業者任せにしない。(直接委託契約締結)
- ③種類ごとの分別を図る。



下請業者

下請業者が廃棄物を処理する場合は、処理業の許可が必要です。(一部例外を除く)

- ①元請業者に廃棄物の内容を事前に知らせる。
- ②廃棄物の取扱いについて、指示を受ける。
- ③廃棄物の処理方針を理解し、分別方法等について作業員に周知徹底させる。

- ①収集運搬業者は処分先の指示を受ける。
- ②マニフェストにより、確認し処理結果を報告する。
- ③処理料金は、元請業者に請求する。
- ④マニフェスト及び処理実績を帳簿に記載し保存する。

- ①処理契約を締結する。
- ②マニフェストを使用する。
- ③分別排出を原則とし、分別物の回収、分別容器等について協議する。



処理業者

元請業者の指定した処理業者に渡す。

コンクリートがら等



建設工事に伴い発生する(特別管理)産業廃棄物の保管届出について(法第12条、法第12条の2)

事業者が事業場外で建設工事に伴い発生する産業廃棄物を保管する場合は、事前に八戸市(保管場所が八戸市内である場合)に届出する必要があります。

- (1) 届出対象となる廃棄物(規第8条の2、規第8条の13の2)
建設工事に伴い発生する(特別管理)産業廃棄物
- (2) 届出対象となる保管場所(規第8条の2の2、規第8条の13の3)
面積が300㎡以上の保管場所
※ただし、産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設及び産業廃棄物処理施設において行われる保管並びにPCB廃棄物の保管については、この制度による届出義務から除外されます。
- (3) 届出先
八戸市環境保全課(八戸市内に保管している場合)
- (4) 届出事項
 - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積
 - ハ 保管する(特別管理)産業廃棄物の種類
 - ニ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限
 - ホ 屋外において(特別管理)産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、その旨及び廃棄物処理法施行規則第1条の6の規定の例(P13参照)による高さのうち最高のもの。
 - ・保管の開始年月日
- (5) 添付書類
 - ・届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類
 - ・保管の場所の平面図及び付近の見取図

※産業廃棄物と特別管理産業廃棄物それぞれについて、届出が必要です。
※保管が非常災害のために必要な応急措置として行われる場合は、保管を行った日から14日以内に届出が必要です。
※届出内容を変更するときも事前に変更の届出が必要です。
※保管をやめたときは、30日以内に廃止の届出が必要です。

建設工事に伴い発生する廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について(法第21条の3)

- (1) 建設工事に伴い発生する廃棄物については、元請業者が排出事業者となります。
- (2) 下請業者が建設工事現場内で運搬されるまでの間、産業廃棄物の保管を行う場合は、下請業者も排出事業者とみなされ、産業廃棄物保管基準等が適用されます。
- (3) 建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより、下請業者が自ら当該工事から発生する廃棄物の運搬を行う場合は、下請業者が当該廃棄物の排出事業者とみなされます。
ただし、次のいずれにも該当する廃棄物に限られます。
 - ①特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物ではないこと。
 - ②次のア、イのいずれかに該当する建設工事から発生する廃棄物であること。
 - ア 建設工事(建設物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの。
 - イ 引渡しされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの。
 - ③次のア～ウのように運搬される廃棄物であること。
 - ア 一回あたりに運搬される量が1㎡以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの。
 - イ 当該廃棄物を生じる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設(元請業者が所有権又は使用権原を有するものに限る。)に運搬されるもの。
 - ウ 運搬途中において保管が行われないもの。
- (4) 下請業者が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該下請業者に委託基準及びマニフェスト交付義務等が適用されます。(これについては、下請業者が不適正な委託を行わないように規制を課すものであり、下請業者が廃棄物の処理を委託することを推奨するものではありません。)

(3) 廃棄物の処理計画を立てましょう

排出事業者（元請業者）は建設系廃棄物を適正かつ計画的に処理するために社内管理体制の整備、処理計画の作成に努め、関係者に対し必要事項を周知するとともに、適正な処理方法等について指導する必要があります。

社内管理体制の整備

本店及び作業所（現場）における関係者の責務と役割を明確にしましょう。

本店・・・廃棄物の処理方針、処理マニュアル等を定め、長期的、計画的な処理・管理に努める。廃棄物処理総括責任者を置き、建設系廃棄物に関する作業所（現場）の指導、下請業者の指導・育成、処理委託等、以下の業務を行う。

①処理方針の決定 ②管理組織の整備 ③管理規程・処理マニュアルの整備 ④職員・下請業者の教育、啓発 ⑤法令、行政庁の指導内容等の周知 ⑥処理業者・再資源化施設の調査、選定 ⑦処理委託（基本）契約の締結 ⑧作業所（現場）実務の支援・指導 ⑨処理実績の集計、記録の保存把握

作業所（現場）・・・廃棄物処理責任者を定め、処理状況の確認等建設系廃棄物の適正管理を行う。

①作業所（現場）における処理方針の策定 ②廃棄物処理計画の策定 ③処理委託契約の締結（権限のある場合）④マニフェストの交付・管理 ⑤処理業者の監督 ⑥処理状況の確認 ⑦処理実績の記録、本店への報告 ⑧下請業者の監督指導

処理の記録、保存

事業者は廃棄物の適正な管理及び再生利用等による減量化の目標設定（達成）のために、作業所における処理実績を把握することが大切です。建設系廃棄物処理実績報告書を作成し処理の実績を記録するとともに、委託処理した場合の委託契約書及びマニフェストを整理保存しましょう。

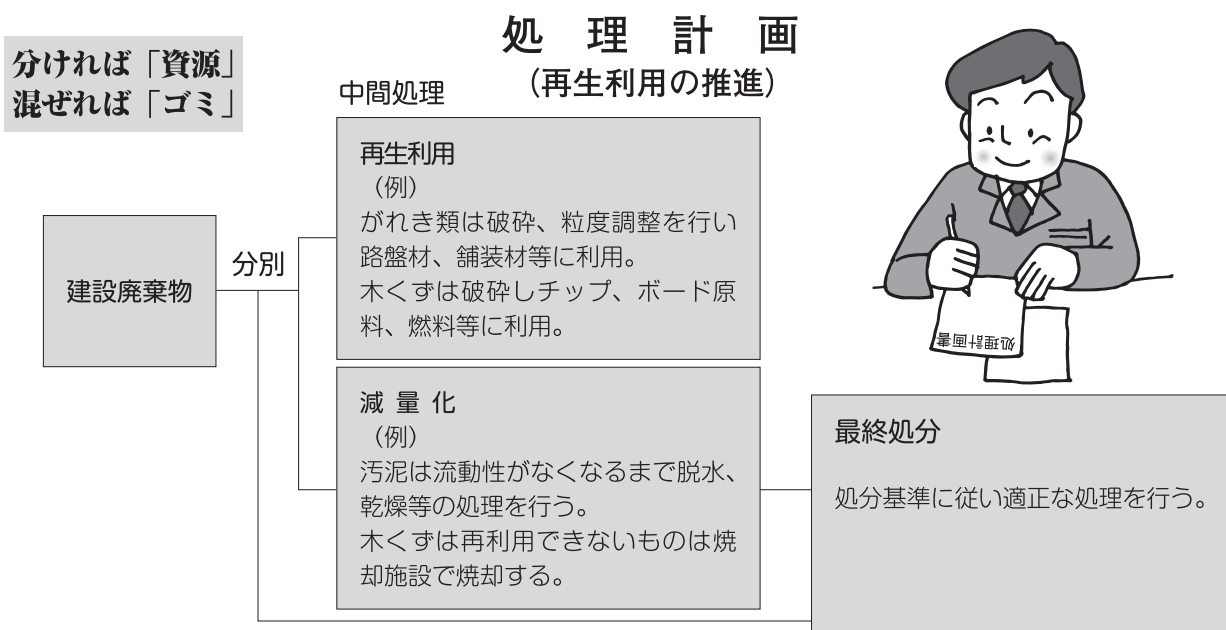
【建設系廃棄物処理実績報告書の記載内容】

建設系廃棄物の種類、運搬年月日、運搬者、処分年月日、処分者、処分場所、処分方法、処分量等

現場における処理計画

建設系廃棄物は多種多様なものが含まれますが、工法の工夫により発生の抑制が可能であり、個別の種類ごとに分ければ再生利用が可能な物も多くあります。現場には廃棄物処理責任者をおき、発生する廃棄物の性状、量の把握に努め、種類ごとに分別し、再生利用や減量化を図り、保管や収集運搬・処理が適正に行われるよう具体的な処理計画をつくりましょう。

建設系廃棄物の再生利用や減量化を積極的に行いましょう。



① 建設系廃棄物の発生量の予測

建設系廃棄物の発生量は、工事種類別の廃棄物発生量原単位などを参考とし、作業所（現場）の実情（用途、構造、規模等）を考慮して予測します。

1) 建設工事における廃棄物

建設工事に伴い発生する廃棄物は、建築用の用途別、構造別発生量の原単位に延べ床面積を乗じて予測する方法があります。

2) 解体工事における廃棄物

解体工事に伴い発生する廃棄物は、建築物の構造別発生量の原単位に除去面積を乗じて予測する方法があります。

3) 建設汚泥

基礎工事等から発生する建設汚泥については、設計図書、地盤調査、施工方法等により建設汚泥の量を予測します。

② 処理方法の選定

廃棄物の処理に際しては、適切な処理が行われるよう発生する廃棄物の量・性状、作業所（現場）の立地条件、地域の廃棄物処理施設の設置状況等を把握した上で、処理方法を選定し、その処分方法、処分先に応じて、作業所（現場）において、適切に分別するよう処理計画を立てることが大切です。

③ 廃棄物処理計画書

1) 工事概要

ア 工事名称、工事場所、工期

イ 発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物処理責任者名

ウ 工事数量

エ 解体工事、基礎工事等の請負業者名

2) 建設系廃棄物の種類・発生量とその保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等

3) 再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等

4) 他の排出業者が排出する廃棄物を建設資材として再生利用する場合には、産業廃棄物処分業許可（中間処理）の取得等法的手続の方法

5) 委託処理

- 収集運搬業者（積替・保管を含む）の許可番号、事業の範囲、許可期限等
- 中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等
- 処分施設の現地確認方法

6) 添付書類

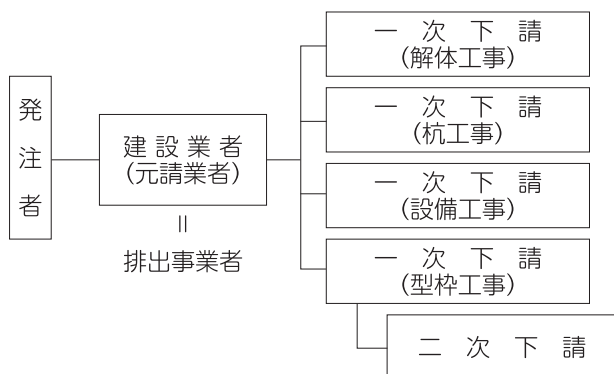
- 産業廃棄物処理委託契約書
- 処理業者の許可証（写し）

なお、再生資源の利用の促進に関する法律においては、一定規模以上の工事について再生資源利用計画を作成するとともに、実施状況を把握して、工事完成後1年間保存することが義務付けられていますので留意してください。

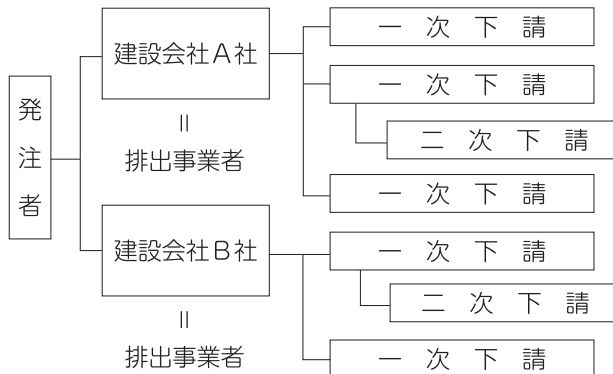
※その他、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等、関係法令を遵守してください。

○代表的な契約形態における排出事業者（例）

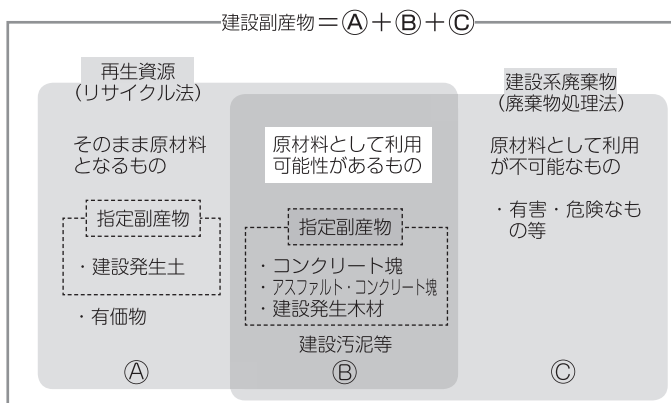
①通常の場合



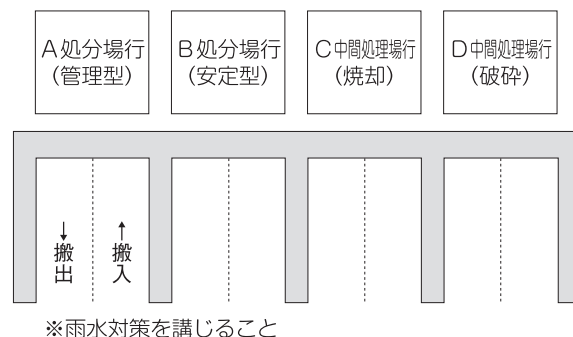
②分離発注の場合



○建設副産物、再生資源と建設系廃棄物の関係



○保管場所の区画の例



○建設系廃棄物の分別表示と品目（例）

○改良汚泥の土質材料としての品質区分と品質基準値

区分	基準値 コーン指数 qc (kN/m ²)	備考
第1種処理土	—	固結強度が高く疎、砂状を呈するもの
第2種処理土	800以上	
第3種処理土	400以上	
第4種処理土	200以上	

建設汚泥の再生利用については、次の通知等も参考にしてください。

- ・「建設工から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成23年3月30日環廃産第110329004号)
- ・「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(平成17年7月25日環廃産発第050725002号)
- ・「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年国土交通省)
- ・「建設汚泥処理土利用技術基準」(平成18年国土交通省)
- ・「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」(令和2年7月20日環循規発第2007202号)

WOOD 木くず	不要木製型枠材 不要造作、建具材、 木製梱包材など	CONCRETE コンクリート	コンクリート塊、 モルタルくずなど
METAL 金属くず	鉄筋くず、金属加工くず、 ボルト類、スチールサッシ、 アルミサッシ、メタル フォームなど	CORRUGATED PAPER ダンボール	ダンボール
GYPSUM BOARD 石膏ボード	石膏ボード	ROCK WOOL BOARD ロックウール吸音板	ロックウール吸音板
ELECTRIC WIRE 電線くず	電線くず	PVC PIPE 塩ビ管	塩ビ管
COMBUSTIBLE 燃えるもの	木工建具工事等の小片木くず、 包装紙、壁紙、布きれ、 ウェス、軍手など	NON-COMBUSTIBLE 燃やさないもの	レンガくず、ガラスくず、 グラスウール、など
GARBAGE 生ごみ	食事の残さなど	FOAM STYROL 発泡スチロール	発泡スチロール

(4) 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度について

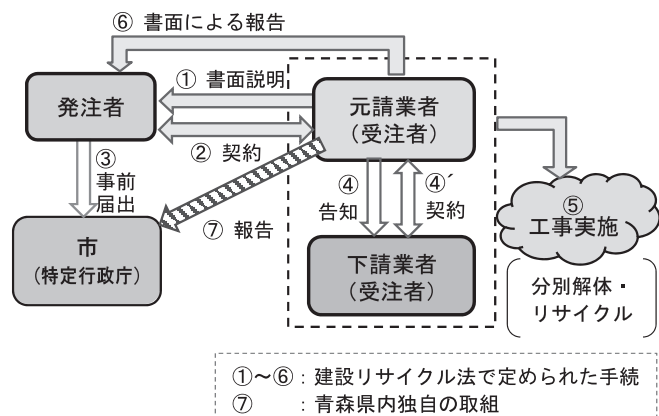
・背景

建設リサイクル法では、対象建設工事の発注者に対し、工事着手前の特定行政庁への分別解体の計画などの届出を義務付けるとともに、元請業者に対しては、工事により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後、発注者へ報告することを義務付けています。

しかし、建設リサイクル法では、対象建設工事終了後に行政に報告する仕組みとはなっておらず、工事により発生した廃棄物が適正に処理されたことを確認できない状況にあり、実際、自社所有地等で廃棄物処理法上の処理基準等を満たさずに廃棄物が野積みされていたり、不法投棄が行われたりしている例が散見されます。

そこで、建設工事に係る排出事業者である元請業者等が建設資材廃棄物を（特別管理）産業廃棄物処分業者に引き渡したことを報告していただき、行政において建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認することにより、廃棄物の不適正処理の未然防止と、早期発見を目的として、本制度を制定したものです。

＜建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の位置付け＞



・制度の概要

対象建設工事の元請業者又は自主施工者は、当該工事において発生した建設資材廃棄物（建設資材が廃棄物となったもの）について、（特別管理）産業廃棄物処分業者への引渡しを完了した日から20日以内に、八戸市（八戸市内で施工された工事である場合）に報告する必要があります。

正当な理由がなく報告書が提出されない場合、催告や廃棄物処理法に基づく報告の徴収の対象となることがありますので、速やかに報告書を提出するようにしましょう。

区 分	内 容	
報 告 対 象 工 事	建設リサイクル法に規定する次の対象建設工事（ただし、公共工事は除く。）	
	工 事 内 容	規 模
	建築物の解体工事	床面積の合計が80㎡以上
	建築物の新築・増築工事	床面積の合計が500㎡以上
	建築物のリフォーム工事等	請負代金が1億円以上
	その他の工作物の新築・増築工事、土木工事等	請負代金が500万円以上
報告書の提出先	八戸市 （八戸市内で施工された工事のみ）	
添 付 書 類	運搬終了（処分業者への引渡し）に係るマニフェスト（B 2票）の写し又はこれに相当する電子マニフェストの通知等を印刷した書面。 ただし、元請業者又は自主施工者が自ら廃棄物を運搬したときは、廃棄物処理法の規定により運搬時に備え付けることとされている書面の写しを添付すること。（当該書面の代わりにマニフェストを使用している場合は、マニフェストの写しの添付で可）	

・ 報告書記載例

別記様式（第3関係）
（表 面）

建設資材廃棄物引渡完了報告書

提出日（郵送の場合は発送日）を記載してください。
××年××月××日

八戸市長 殿

報告者（☒ 元請業者 ☐ 自主施工者）
住 所 ○○市△△1丁目2-3
氏 名 △△建設株式会社
代表取締役 △△ ×◇
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 0123-45-6789

該当するものに✓してください。
報告者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）、電話番号を記載してください。

八戸市建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱第3の規定に基づき、次のとおり報告します。

対象建設工事の概要	名 称	■◆様邸解体工事	
	場 所	八戸市大字△△字◇◇1番	
	種 類 及 び 規 模	☒ 建築物に係る解体工事 ☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 ☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの ☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	工事対象床面積の合計 85.74 m ² 請負代金 円
建設リサイクル法の規定による届出年月日及び受理番号		××年 ▽▽月 ◇◇日 第***号	
建設資材廃棄物の引渡し（搬入）を完了した年月日		××年 ●●月 ■■日	
添 付 書 類	☒ ①マニフェスト（B2票）を複写した書面 ☐ ②電子マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 ☒ ③運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し（自己運搬の場合）		
引渡し搬入をした建設資材廃棄物の種類	がれき類	運搬を行った者の氏名又は名称	●×運輸株式会社 [許可番号 12200123456]
		処分業者	氏名又は名称 株式会社▲▲興業 [許可番号 12220234567] 処分を行う事業場の所在地 ★★郡◎◎町大字■■字××2-3
		引渡し（搬入）をした量	4 (t・m ³)
	木くず	運搬を行った者の氏名又は名称	自己運搬 [許可番号]
		処分業者	氏名又は名称 有限会社◎☆産業 [許可番号 12220234567] 処分を行う事業場の所在地 ○×市大字◎☆字◇◇4-5
		引渡し（搬入）をした量	2.5 (t・m ³)

基本的な建設リサイクル法の届出と同じ内容となります。

建設リサイクル法の届出書が受理された年月日と受理番号を記載してください。

工事で排出された全ての建設資材廃棄物を引き渡した日を記載してください。

添付書類を✓してください。（複数の種類の書類を添付した場合は全てに✓）

運搬業者を記載してください。（自己運搬の場合は「自己運搬」と記載してください。）

引渡し先の処分業者及び処分事業場の所在地を記載してください。（元請業者が自ら処分を行う場合は、「自己処分」と記載し、処分事業場の所在地を記載してください。）

処分業者に引き渡した量（自己処分の場合は自社処理施設に搬入した量）を記載し、単位を○で囲んでください。

注1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
2 添付書類として①又は②の書類を添付した場合は、引渡し（搬入）をした建設資材廃棄物の種類、運搬を行った者の氏名又は名称、処分業者の氏名又は名称及び処分を行う事業場の所在地並びに引渡し（搬入）をした量の記載を省略することができる。
3 引渡し（搬入）をした量の単位は、t（トン）又はm³（立方メートル）のいずれかに○印を付すこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

産業廃棄物の種類を記載してください。

【記載に当たっての留意事項】

- ・ 引渡し（搬入）をした建設資材廃棄物の種類は、特定建設資材廃棄物に限られないことに注意してください。（「廃プラスチック類」や「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等も含めて記載してください。）
- ・ 廃棄物の種類が同じものであっても、運搬業者や処分業者が異なる場合は、別の欄に記載してください。
- ・ 引渡し（搬入）をした量については、計量後の重量が分かる場合はその量、分からない場合は運搬車の荷台の容積などから推定した体積を記載してください。
- ・ 書ききれない場合は裏面に記載してください。それでも記載欄が不足する場合は、裏面を複写して記載してください。

(5) 青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針について

・策定の経緯

青森県内における、産業廃棄物の不法投棄等の6割以上が建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物によるものです。

建設系廃棄物の不法投棄等を抑止するため、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階において、建設・解体工事の発注者、元請業者、産業廃棄物処理業者、行政及び県民の各主体が自ら取り組むべき事項を明らかにした「青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針」を平成30年12月に策定しました。

・目標

建設系廃棄物の大規模な不法投棄^{*}について、概ね10年以内の撲滅に向け、建設系廃棄物の適正処理を推進する。

^{*} 大規模な不法投棄とは、環境省が公表している10トン以上の不法投棄とし、不適正保管や野焼きは含みません。

・概要

青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針の概要

I 策定の趣旨

本県の豊かな自然環境を保全し、将来の世代へ継承するため、県民・事業者・行政が一体となって持続可能な循環型社会を構築することが求められている。

その一方で、産業廃棄物の不適正処理は依然として後を絶たず、中でも、不法投棄については建設系廃棄物の割合が大きく、適正処理の推進が喫緊の課題となっているところ。

本指針は、建設系廃棄物の適正処理の推進のため、その発生から処理までの間に関係する各主体が取り組むべき事項を明らかにし、取組の促進を図るもの。

II 現状

1 産業廃棄物の処理状況

建設業からの産業廃棄物の排出量及び最終処分量が増加

※H25年度 1,145千トン、全体の38.8%
(H20年度比で5.7%増加)

2 建設工事の状況

平成25年度が高水準となった後、平成26年度以降は、ほぼ横ばいで推移

3 産業廃棄物の不法投棄等の状況

大規模な不法投棄等の6割以上が建設系廃棄物によるもの

III 目標と進行管理

1 目標

建設系廃棄物の大規模な不法投棄について、概ね10年以内の撲滅に向け、建設系廃棄物の適正処理を推進する。

2 本指針の進行管理

建設系廃棄物の適正処理推進に向けた方策の協議・検討を目的に設置した「青森県建設系廃棄物適正処理推進会議」において、各主体の取組状況等を確認し、目標に向けて取り組む。

IV 建設系廃棄物の適正処理の推進に向けた課題

1 建設系廃棄物の排出量等の増加

- ・環境負荷低減のため建設系廃棄物最終処分量の減量が必要
- ・排出事業者の意識改革が必要

2 適正処理の推進

- ・関係法令や環境に対する認識が不十分な事業者が存在
- ・不法投棄防止対策の一層の強化が必要

3 持続可能な処理体制の構築

- ・産業廃棄物処理業者の体制強化
- ・産業廃棄物処理業界の人材確保・人材育成

4 各主体の連携と情報共有

- ・建設系廃棄物適正処理のため各主体の連携強化及び情報共有

V 建設系廃棄物の適正処理の推進に向けた各主体に求められる取組

1 建設系廃棄物の排出量等の増加

- ・発注者及び事業者における排出量抑制と再資源化等による最終処分量の減量
- ・元請業者における適正処理など排出事業者としての責務の履行

2 適正処理の推進

- ・事業者における関係法令に則った建設・解体工事の施工と知識の習得
- ・県及び中核市と事業者等が連携・協力した不法投棄等防止対策と連携の強化

3 持続可能な処理体制の構築

- ・産業廃棄物処理業者に対する県及び中核市からの適切な助言と指導
- ・関係団体による産業廃棄物処理業者に対する技術習得や人材育成の支援

4 各主体の連携と情報共有

- ・事業者間の連絡・調整や県民の環境保全活動による不法投棄等の未然防止
- ・元請業者が産業廃棄物処理業者を適正に選定するための情報共有

【策定主体：青森県建設系廃棄物適正処理推進会議】

・進行管理

本指針は、建設系廃棄物の排出・処理等に関する業界団体、建築主事を置く市（青森市、弘前市及び八戸市）の建設部局及び環境部局並びに県の建設部局及び環境部局とで構成される「青森県建設系廃棄物適正処理推進会議」において協議及び検討を行い、本会議が策定したものです。

指針の進行管理は、本会議において、各主体における取組の実施状況等を確認するとともに、目標に向けて取り組んでいくこととしています。

※青森県建設系廃棄物適正処理推進会議委員

(一社)青森県産業資源循環協会専務理事

(一社)青森県解体工事業協会代表理事

(一社)青森県建設業協会専務理事

(一社)中小建設業協会会長

(一社)青森県建築士事務所協会会長

青森県優良住宅協会会長

(公社)青森県宅地建物取引業協会会長

青森市 都市整備部建築指導課長、環境部廃棄物・リサイクル課長
環境部環境保全課長

弘前市 建設部建築指導課長、市民生活部環境課長

八戸市 都市整備部建築指導課長、市民環境部環境保全課長

青森県 県土整備部整備企画課長、建築住宅課長、
環境エネルギー部資源循環推進課長

【指針本文：八戸市ホームページ】

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kankyohozenka/2/1/2958.html>

13 医療関係の廃棄物

(1) 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

『医療関係機関等』（病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る。））から排出される廃棄物は、次のように分類されます。

種 類		例
産業廃棄物	燃 え 殻	焼却灰
	汚 泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃 アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴ ム く ず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
	金 属 く ず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギプス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一 般 廃 棄 物		紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

(2) 感染性廃棄物とは

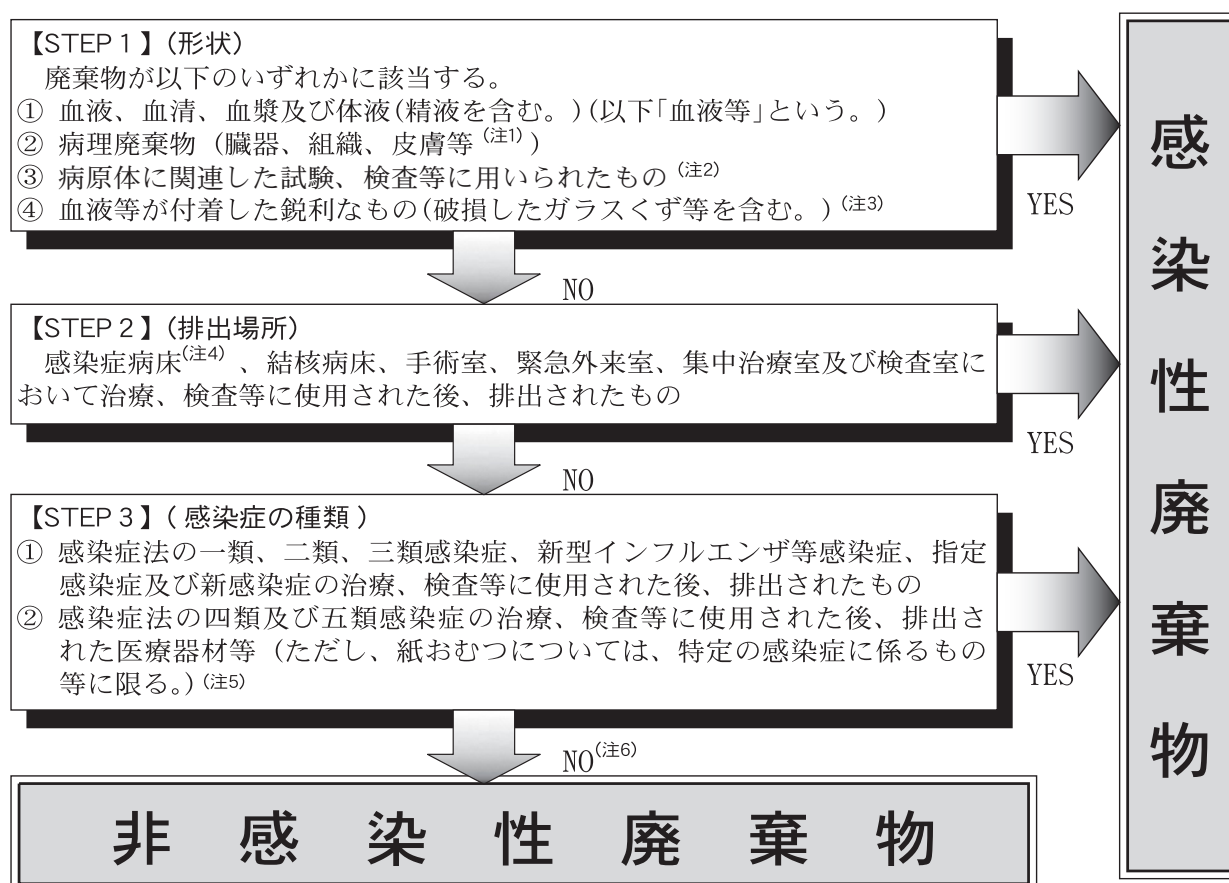
感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。

このうち、感染性産業廃棄物は廃棄物処理法で特別管理産業廃棄物として指定されており、通常の廃棄物とは異なる処理基準や管理基準等に基づいて処理しなければなりません。

感染性廃棄物の取扱いは、環境省において取りまとめた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和8年4月改訂）も参照してください。

新型コロナウイルスについては、最新の環境省通知及び「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月（令和5年3月一部改訂）環境省環境再生・資源循環局）を参考としてください。

感染性廃棄物の判断フロー



- （注） 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラス製器材等を含む。）
- （注1） ホルモン固定臓器等を含む。
- （注2） 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- （注3） 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等
- （注4） 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
- （注5） 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスプレイ製品（ピンセット、ハサミ、トロッカー、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸血点滴セット、手袋、血液バッグ、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿、マスク等）、紙おむつ、標本（検体標本）等
なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ[※]は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。
- （注6） 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

※感染症ごとの紙おむつの取扱いについては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を参考にしてください。

(3) 施設内における感染性廃棄物の処理

施設内では次に示すように、発生から処理までの各段階において適正に取り扱ってください。また、施設内で処理できない場合は専門の許可業者に委託してください。

① 分別

感染性廃棄物は、発生時点において、他の廃棄物と分別して排出しましょう。

医療関係機関等から発生する廃棄物は感染性廃棄物とその他の廃棄物とに分けられますが、公衆衛生の保持及び病原微生物の拡散防止の徹底の観点から感染性廃棄物はより安全に配慮した取扱いを必要としますので、それぞれ分別して処理しましょう。なお、これらが混合している場合など他の廃棄物を感染性廃棄物として同様に処理する場合はこの限りではありませんが、別々の形態、方式で処理を行う場合は、必ず区分しなければなりません。

● 発生時点で分別してください。

- ・液状又は泥状のものと固形状のものは分別する。
- ・鋭利なものは他の廃棄物と分別する。

■ 検査室



■ 診察室



- 後で分けるのは危険です!!
必ず発生した場所、発生した
時点で分けましょう。

② 施設内での移動

感染性廃棄物施設内における移動は、途中で内容物が飛散、流出しないように密閉容器に入れて行いましょう。

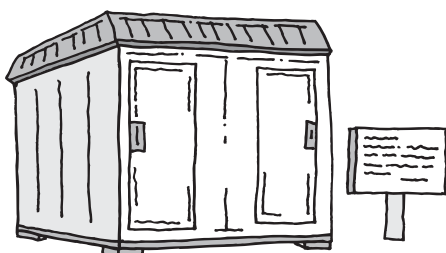
梱包前の感染性廃棄物は、移動中に飛散・流出しないよう蓋のついた容器に入れて蓋をし、カート等により移動させてください。

③ 施設内での保管（法第12条の2第2項）

- 1 感染性廃棄物の保管は極力短期間としましょう。
- 2 関係者以外立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管しなければなりません。
- 3 保管場所には、見やすいところに感染性廃棄物の保管場所であることの表示（P12参照）と取扱いの注意事項（下図参照）を記載しなければなりません。

※腐敗するおそれのあるものは容器に入れ密閉し、冷蔵庫に入れるなど腐敗しないように必要な措置を講じなければなりません。

※保管は、保管施設により行い、感染性廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発散が生じないように必要な措置を講じなければなりません。



注 意

- 感染性廃棄物保管場所につき関係者以外の立ち入り禁止
- 許可なくして容器等の持出し禁止
- 容器等は破損しないように慎重に取扱うこと
- 容器等の破損等を見つけた場合は下記へ連絡してください

管理責任者
連絡先TEL

④ 梱包・表示（令第6条の5第1項第1号イ）

感染性廃棄物は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造を有する容器に入れて、密閉しなければなりません。

また、容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し換えることは、飛散・流出の観点から好ましくないもので、できるだけ行わないでください。

なお、容器には廃棄物の種類が分かるようにバイオハザードマーク等により表示をしましょう。

- 感染性廃棄物の性状に応じて、次の容器を使用してください。
同一の処理施設で処理される場合は、必要に応じ一括梱包できます。なお、その場合には、廃棄物の性状に応じた容器の材質等を合わせ持つものを使用してください。

ア 鋭利なもの
(黄色のマーク)



針などを通さない堅牢なもの
(金属製、丈夫なプラスチック製等)

イ 固形状のもの
(橙色のマーク)



丈夫なプラスチックの二重の袋
や堅牢な容器

ウ 液状または泥状のもの
(赤色のマーク)



液がもれない密閉できるもの

非感染性廃棄物ラベルの例

※非感染性の廃棄物であっても、外見上感染性廃棄物との区別がつかないこと等から、非感染性であることを明記したラベルを付けるようにしてください。

なお、ラベルの仕様は、関係者間で合意したものを使用してください。

非 感 染 性 廃 棄 物	
医療機関等名	
特別管理産業廃棄物 管理責任者	
排出年月日	

⑤ 施設内処理（平成4年7月3日 厚生省告示第194号）

感染性廃棄物は、原則として、医療関係機関等の施設内において、次のとおり焼却、溶融、滅菌又は消毒等を行ってください。

（廃プラスチック類を0.1t／日を超えて処理できる焼却施設は、廃棄物処理法上の許可が必要であり、維持管理基準が適用されます。）

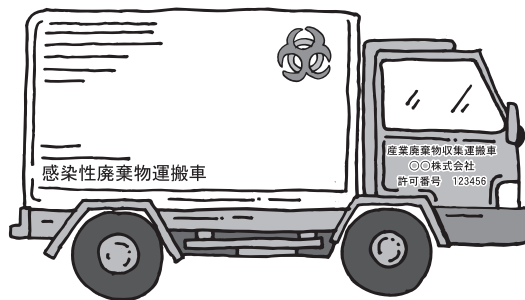
- ① 焼却設備を用いて焼却する方法
- ② 溶融設備を用いて溶融する方法
- ③ 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ④ 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ⑤ 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法や感染症法等で規定する方法とし、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

処理施設がない場合や、あっても性能的に適正処理が期待できない場合、あるいは周辺の生活環境の保全上施設の稼働が好ましくないときは、特別管理産業廃棄物処分業者に委託して処理しなければなりません。

(4) 感染性廃棄物の収集・運搬（令第6条の5）

感染性廃棄物の収集・運搬に当たっては、次のことに従って行わなければなりません。

- ① 感染性廃棄物が飛散したり流出したりしないようにし、密閉容器に入れること。
- ② 悪臭、騒音又は振動によって生活環境に支障を生じないようにすること。
- ③ 収集運搬の際には、感染性廃棄物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を作成し携帯する、又は運搬容器に当該事項が表示されていること。
- ④ 感染性廃棄物は他の廃棄物と混載しないこと。
- ⑤ 原則として、収集後、直接処理施設へ運搬すること。
- ⑥ 積み替える場合はあらかじめその後の運搬先が定められていること。また、適切に保管できる量を超えたり、感染性廃棄物が腐敗しないようにすること。
※事故防止のため、作業中はゴム手袋又はプラスチック手袋、保護メガネや保護マスク等を着用しましょう。また、緊急時における連絡体制等を備えておきましょう。



運搬車両は屋根が付いたボックスタイプのものか、荷台に丈夫な覆いを設けるなどの措置をしたものとし、雨などによる影響を受けないようにしなければなりません。

また、運搬車両には収集運搬基準で定められた表示及び書面を備え付けなければなりません。(P14参照)

(5) 管理体制の確立

● 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

施設内での感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

感染性廃棄物に係る特別管理産業廃棄物管理責任者は、次のいずれかの者でなければなりません。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- (2) 2年以上廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

● 帳簿の記載義務等（規第8条の18）

特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物を排出する事業者については、事業場ごとに次の内容を記載した帳簿を備え、毎月末までに前月分について記載を終了するとともに、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

運 搬	1	特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2	運搬年月日
	3	運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4	積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処 分	1	特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2	処分年月日
	3	処分方法ごとの処分量
	4	処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考 運搬又は処分に係る特別管理産業廃棄物に二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定に係る産業廃棄物が含まれる場合は各区分に応じそれぞれの事項について、当該特別管理産業廃棄物に係るものを明らかにすること。		

● 処理計画の作成

施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を今までの実績をもとに把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を作成しましょう。（処理方法等が追加された場合など必要に応じて見直しをしましょう。）

また、必要に応じて管理規程を作成し、感染性廃棄物についての、具体的な取り扱い方法（排出、分別、梱包、保管、処理等に係る具体的な実施細目）、注意事項を定め、処理計画書とともに冊子として編集し、施設内の関係者への周知を図ってください。

施設内で滅菌、消毒などの処理を行い、感染性廃棄物を非感染性廃棄物になるように処理する場合にあっては、感染性廃棄物の発生から滅菌又は消毒処理するまでの間について感染性廃棄物として記載してください。なお、非感染性廃棄物となったものについては、非感染性廃棄物として処理計画を定めしてください。

処理計画の策定については、P44～45も参考にしてください。多量排出事業者に該当する場合は、産業廃棄物処理計画を策定し提出する必要があります。（法第12条第9項、法第12条の2第10項）

● 処理計画に関する事項

- (1) 発生状況
- (2) 分別方法
- (3) 施設内の収集運搬方法
- (4) 滅菌等の方法（施設内で処理を行う場合に限る。）
- (5) 梱包方法
- (6) 保管方法
- (7) 収集運搬業者及び処分業者の許可証、委託契約の写し（業者に委託する場合に限る。）
- (8) 緊急時の関係者への連絡体制



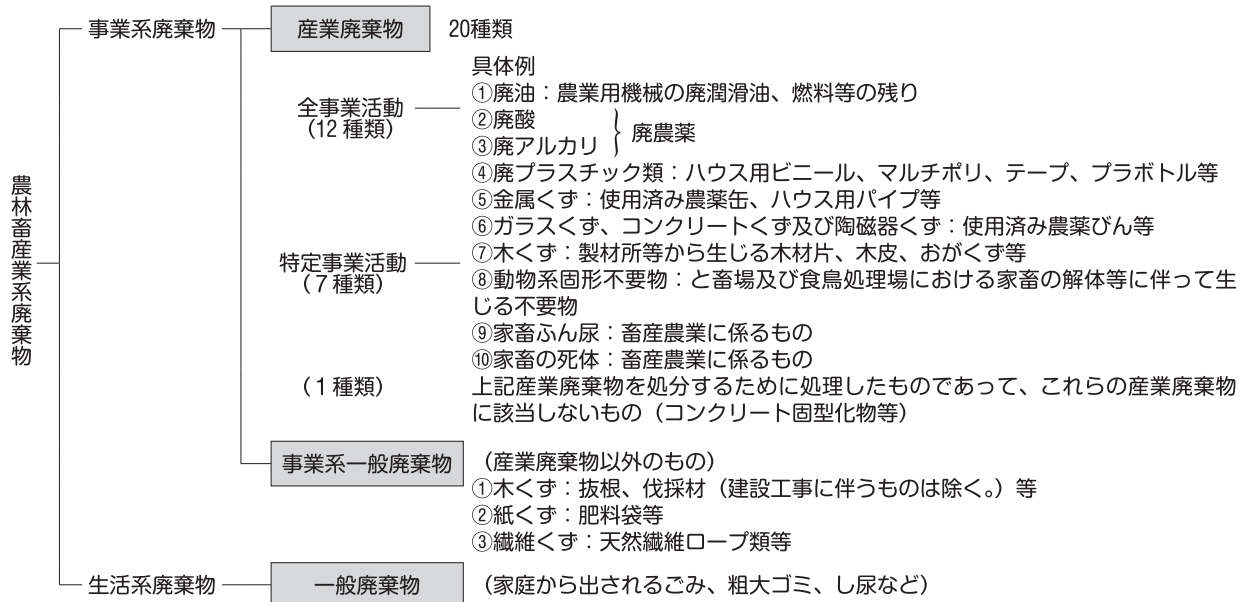
14 農林畜産業関係の廃棄物

農業用廃プラスチックの野焼きや不法投棄は違法行為として罰則が科せられます（P47参照）

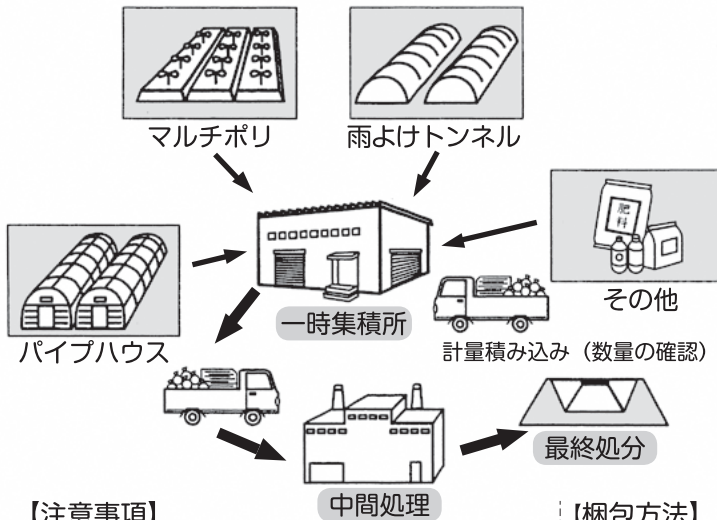
農林畜産業から排出される廃棄物は、次のように分類されます。

※動植物性残さについては、食料品製造業（加工所等）から排出される場合は産業廃棄物となります。

（1）農林畜産業系廃棄物の種類



（2）農業用使用済プラスチック類処理体制（例）



◎主な農業用プラスチックの種類

●ポリエチレン

野菜のマルチ栽培やトンネル栽培などで使用されているフィルム（農ポリ）や、パイプハウスなどの被覆資材として使用されているフィルム（農PO）などがあります。肥料袋や農業用プラボトルもポリエチレン製品に含まれます。

●塩化ビニール

パイプハウスなどの被覆資材として使用されているフィルムなどで、表面にブルーで「農ビ」とプリントされています。

※ 使用済みのプラスチックは、天気の良い日に乾燥させ、できるだけ泥などを落としてから梱包しましょう（泥なども処理料金に含まれることになります。）

ポリエチレンと塩化ビニールは、それぞれ処理方法が異なる場合があります。分別して梱包しましょう。

【注意事項】

パイプハウス

はと目及び補強テープなどは、被覆資材と同じ材質の物を使用すること。飛散防止に竹や金具を使用している場合や、泥、木片、金属が付着している場合は、これらを必ず取り除くこと。

マルチポリ及び雨よけトンネル

被覆資材に付着している泥・木片・金属などの異物や野菜くずなどは必ず取り除くこと。

農業用プラボトル

完全に使い切った容器に水を入れて、最低3回以上洗い農薬が残っていない状態にすること。

肥料袋及び農業空袋

完全に使い切ること。

【梱包方法】（例）

フィルム関係

必ずポリエチレンと塩化ビニールとに分別すること（杭に巻き付ける）。

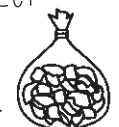


10～15kgに縛る

同じ材質の物をひもにして2カ所を結束にすること。

空ボトル

容量を小さくしてからポリ系の透明なゴミ袋などにいれること。



袋

同じ材質の物をひもにして十字に結束すること。

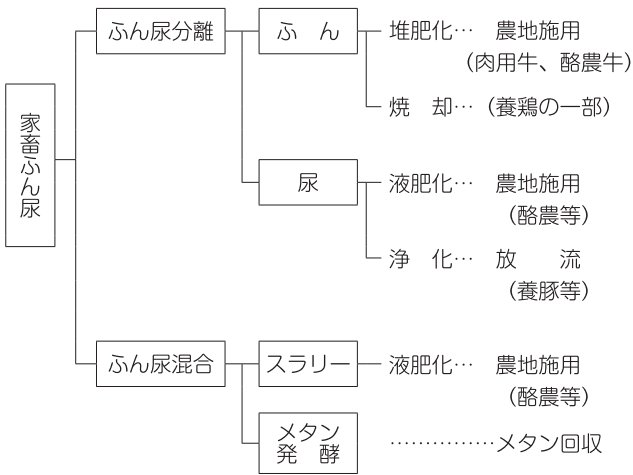


※ 運搬や処理方法などにより梱包の仕方が異なる場合があります。

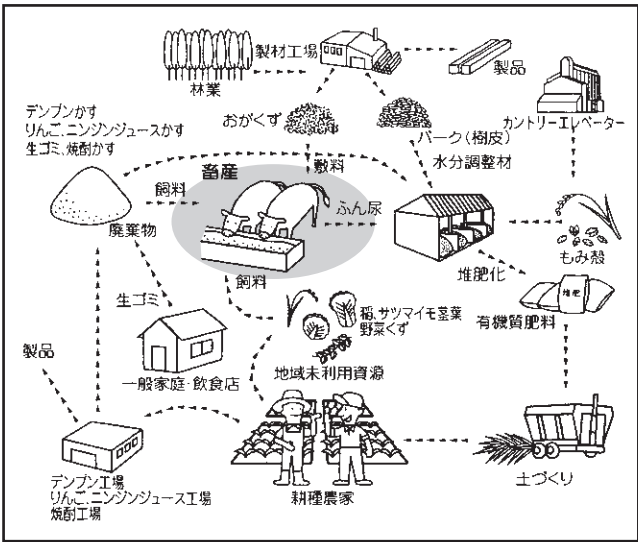
留意事項

農業協同組合又は協議会を構成する市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を運搬受託者に引き渡すまで事業者提供していることがあります。当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、農業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義においてマニフェストの交付の事務を行っても差し支えありません。ただし、この場合においても、処理責任は個々の事業者であり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければなりません。

(3) 家畜ふん尿の処理方法



有機質資源循環利用対策



15 漁業関係の廃棄物

漁業から排出される廃棄物は次のとおりです。魚介類残さについては、食料品製造業（加工所等）から排出される場合は、産業廃棄物となります。

これらについては、漁業系廃棄物の発生抑制、再使用、再利用、熱回収及び適正処理の確保を図るため、令和2年5月29日付け環境規発第2005261号により、「漁業系廃棄物処理ガイドライン」が改訂されたほか、水産庁においては「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を作成したことから、こちらも参考にしてください。

(1) 漁業廃棄物の種類 (例)

事業系一般廃棄物等	分類	具 体 例
	木くず 紙くず 繊維くず 魚介類残さ 燃え殻 その他(生活系)	木船、艀装材、竹竿、木製魚箱 包装材、ダンボール 天然繊維ロープ類、ウエス類 貝類、付着物残さ、へい死魚 一般廃棄物の焼却残さ 日用雑貨品
漁業系廃棄物	分類	具 体 例
	廃プラスチック類 廃油 金属くず ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず がれき類 燃え殻	F R P 船、漁網、発泡スチロール 魚箱、包装資材、フロート、浮子類、 廃シート類、化繊ロープ類、ブイ 廃潤滑油、燃料・塗料等の使用残渣 鋼船、漁船艀装材、アンカー、養 殖いけす用金網、廃缶類、廃ワイ ヤー類 廃ガラスフロート、たご壺 コンクリートシンカー 産業廃棄物の焼却残さ
産業廃棄物	分類	具 体 例

(2) 廃棄物ごとの再生利用例

廃棄物		用途	再生利用工程例
魚 船	鉄鋼船	鉄 魚 < す 礁	艦装解除→溶接解体→鉄くず 艦装解除→一部改造→魚礁
	FRP船	油 脂 カーボン原料 魚 礁	艦装解除→解体・破砕→乾留→油脂 カーボン原料 艦装解除→一部改造→魚礁
	木 船	燃 料 チ ッ プ	艦装解除→解体・破砕→燃料又はチップ
漁	網	プラスチック原料 防獣、防鳥用ネット	分別→熔融固化→プラスチック原料 分別→縫製→防獣、防鳥用ネット
貝 類 等		飼 料 暗 き よ 材 水 質 浄 化 剤 カルシウム剤	分別→破砕→飼料 分別→破砕→加工・組立→暗きよ材 分別→破砕→水質浄化剤 分別→破砕→精製→カルシウム剤
へ い 死 魚		魚 粉	破砕→加工→魚粉
発泡スチロール		プラスチック原料	分別→熔融固化（ベレット他）→プラスチック原料
廃 油		燃 料	燃料

(3) 収集運搬

- ① 荷こぼれのないよう荷積み状況を確認し、運転中に飛散のおそれのないように荷台をシート等で覆います。
- ② 悪臭や汚水、溶出液が、運転中に荷台から漏れるおそれのないようにコンテナに入れたり、蓋付箱型トラックを使用したり適切な措置を講じます。
- ③ 廃棄物の種類によって、単位体積重量が異なるので、過積載にならないように注意します。

(4) 廃棄物ごとの処理方法

① 漁 船	留意事項
1) 排出事業者は、漁船の廃船を行う場合、できるだけエンジン、航行計器を艀装解除して売却し、廃棄物としての徹底した減量化並びに分別化に努める。 2) 排出事業者は、漁船の材質に応じた再生利用を極力推進する。 3) 排出事業者は、FRP船及び木船の解体・破碎・焼却等の中間処理を、適正な処理施設によって自らが行うことができない場合、廃棄物処理業者等の専門事業者等に委託して処理する。 4) 埋立処分をする場合は、埋立跡地の効果的な利用を阻害しないようにするために破碎などを行う。	1) 漁船は、エンジン、航行計器、金属（真鍮等）製部品等の売却が一般に行われている。しかし、これらの艀装解除が中途半端に行われると、次の段階での処理（解体・破碎・再生等）に支障を生じる場合があるので、徹底した艀装解除が望まれる。 2) 漁船の再利用については(2)再生利用例の項を参照すること。 3) 排出事業者自らの手でFRP船や木船の中間処理（解体・破碎・焼却）を行う場合、漁港区域や海浜で安易に行われる場合が多く、残存油脂の流出や有毒ガスや煙、粉じんの発生が見られる。したがって、これらの処理を適正に行える処理施設を有しない排出事業者は自ら処理は行わず、専門の処理業者に委託すること。
② 漁 網	留意事項
1) 排出事業者は、廃網を中間処理により、再生網として加工したりプラスチック原料化するなど、再生利用を極力推進する。 2) 再生利用ができないものについては、原則として焼却し、できるだけ直接埋立処分をしない。 3) 漁網等の焼却は焼却施設を用いて行う。 4) 焼却を行わずに埋立処分をする場合には、埋立用地の効果的な利用を阻害しないようにするために破碎（裁断）などを行う。	1) 再生利用を容易にするために付着物を除去する。 2) 再生利用を行う漁網について屋外保管を行う場合は、紫外線による材質の劣化を防止するためにシートで覆う。 3) 焼却は焼却施設を用いて行う。 4) 付着物を除去した廃網はあらかじめおおむね15cm以下に裁断するなどして安定型処分場で埋め立てする。
③ 貝 殻 等	留意事項
1) 排出事業者は、貝殻等を中間処理により、炭酸カルシウムの原料にするなど再生利用を極力推進する。 2) 貝殻等を埋立処分する場合には、最終処分場でこれを処理する。 3) 付着生物残さは、そのまま埋立処分せず、焼却することが望ましい。	1) 再生利用を容易にするために付着物を除去する。 2) 付着生物残さは、そのまま埋立処分せず焼却することが望ましい。
④ へい死魚	留意事項
1) 排出事業者は、へい死魚を中間処理により、魚かす肥料等に加工するなど、再生利用を極力推進する。 2) へい死魚は腐敗が速いので、焼却等の中間処理を行い、できるだけ直接埋立処分しない。	1) へい死魚は、魚かす肥料等に再利用することが望ましい。へい死魚の腐敗による悪臭の発散を防止するため、早急に処分する。 2) へい死魚の処分は、そのまま埋立処分せず焼却することが望ましい。
⑤ 発泡スチロール（魚函）	留意事項
1) 排出事業者は、発泡スチロール（魚函）を中間処理により、プラスチックの原料にするなど、再生利用を極力推進する。 2) 再生利用ができないものについては、原則として焼却し、できるだけ直接埋立処分しない。 3) 発泡スチロール（魚函）の焼却は焼却施設を用いて行う。 4) 埋立処分をする場合には、埋立跡地の効果的な利用を阻害しないようにするために破碎、溶融などを行う。	1) 再生利用を可能とするために、浄化し、シール等をはがすこと。 2) 排出事業者は再生利用を円滑化するために、又は減量化するために溶融設備等により溶融固化することが望ましい。 3) 焼却は焼却設備を用いて行う。
⑥ 廃 油	留意事項
1) 排出事業者は、廃油等を暖房用の燃料として使用するなど、再生利用を極力推進する。 2) 再生利用ができないものについては、焼却等の処理を行う。 3) 廃油の放置、埋立、投棄は行わない。	廃油は土壌中で分解を受けにくく、油分により地下水及び公共用水域の汚染をきたすため、埋立処分を行ってはいけな 1) エンジンオイル等の廃油は、暖房もしくは、ボイラー燃料や焼却炉の助燃材として利用することが望ましい。 2) 不純物等を含むおそれのある廃油は自ら処分を行わず、専門の処理業者に委託することが望ましい。